３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

４）ダム工事総括管理技術者（認定されたダム型式は問わない。）の資格を有する者であること。

５）主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑤　特定ＪＶの構成員のうち代表者以外については、次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(ｱ)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。

・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

(ｱ)　一般土木工事で、次の(a)又は(b)いずれかの要件及び(c)の要件を満たす施工経験。

(a)　構造令第73条第４号の規定による特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの本体工事の施工経験を有すること。

(b)　堤高30m以上の重力式コンクリートダムの本体工事の施工経験を有すること。

(c)　施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記(a)及び(b)の施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(c)「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

(ｲ)　専任補助者を配置する場合の(ｱ)に代わる施工経験（代要件）

専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記(ｱ)に代わる施工経験（代要件）は、工事種別が上記２(2)に示す「一般土木工事」とする。

３）主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「鳥海ダム本体建設（第１期）工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和６年１月12日

防衛省航空幕僚長　内倉　浩昭

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

１　調達内容

(1)　品目分類番号　22、31

(2)　導入計画物品及び数量

人工呼吸器（搬送用）12ＳＥ

(3)　調達方法　購入等

(4)　導入期限　令和６年度４・四半期

(5)　納入場所　防衛省航空自衛隊入間基地

(6)　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　侵襲的陽圧換気及び非侵襲的陽圧換気が可能であること。

②　駆動方式については、タービン又はブロワー方式であり、バッテリーにて使用可能であること。

③　ＲＴＣＡ　ＤＯ―160Ｇ規格に準拠した電磁適合性及び自動気圧補正機能を有していること。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(6)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

(1)　資料等の提供期限　令和６年２月27日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒162―8804 東京都新宿区市谷本村町５番１号　防衛省航空自衛隊航空幕僚監部首席衛生官付　出雲　理希　電話03―5362―4806

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

(1)　交付期間　令和６年１月12日から令和６年２月27日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

４　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

５　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 22, 31

(2)　Nature and quantity of the product to be purchased : Respirators (for transport)

(3)　Type of the procurement : Purchase

(4)　Basic requirements of the procurement :

①　The device must be capable of providing invasive positive pressure ventilation and noninvasive positive pressure ventilation.

②　The device must be driven by a turbine or blower and run on a battery.

③　The device should have electromagnetic compatibility and automatic pressure correction function in accordance with RTCA DO-160 G.

(5)　Time-limit for the submission of the requested material : 5 : 00 P.M February 27 2024.

(6)　Contact point for the notice : Yoshiki Izumo Japan Air Self-Defense Force Ministry of Defense 5―1 IchigayaHonmura-cho Shinjuku-ku Tokyo-to Japan. TEL 03―5362―4806